

諮問日 平成16年 5月18日

答申日 平成16年 7月 9日

## 答 申

### 1 審査会の結論

平成16年5月6日、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が異議申立人に対して行った、戸田市教育委員長伊藤良一（以下「教育長」という。）の小学校から最終学校までの学歴に関する情報公開請求について、同人の最終学歴に関する情報（以下「本件情報」という。）を非公開とした決定（以下「本件非公開決定」という。）は妥当であり、審査会としては本件情報を公開すべきでないと思料する。

### 2 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立の趣旨は、平成16年5月6日、本件情報について、教育委員会が異議申立人に対して行った本件非公開決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 平成16年4月20日、異議申立人は、教育委員会に対し、戸田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、教育長の小学校から最終学校までの学歴に関する情報の公開請求を行った。

イ 平成16年5月6日、教育委員会は、上記の請求に対し、小学校及び中学校の学歴に関する情報については存在しないことを理由として、最終学歴に関する情報については、①学歴が個人のプライバシーに関する情報であること、②学歴は教育長たる地位の資格要件とはなっていないこと、③教育長がその地位の前提となる教育委員に戸田市議会の同意を得て任命された際、学歴に関する情報が議案資料に載せられていなかったこと、④教育長及び教育委員会は本件情報を掲載した埼玉新聞社に対し、本件情報の提供をしていないこと、⑤本件情報が公開された場合、異議申立人がこれを悪用し公益を損なうおそれが高いことを理由として、条例第8条第1号に基づき、それぞれ各情報を非公開とする決定を行い、同決定通知書は、平成16年5月7日、異議申立人に対し通知された。

ウ 平成16年5月7日、異議申立人は、本件非公開決定について、これを不服として、条例第16条に基づき、教育委員会に対し、異議申立て

を行った。

### 3 異議申立人及び市の主張の要旨

#### (1) 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の異議申立書及び意見陳述による、非公開を不当とする主張の要旨は、次のとおりである。

- ① 教育にかかる哲学の形成は、その者が受けてきた教育のプロセス及び教育に関する実績が反映されるどころ、教育長の教育面における公の立場に鑑み、本件情報は公的情報と評価されるべきである。
- ② 本件非公開決定通知後、本件情報が、2004年版埼玉年鑑 別冊人名録・企業総覧（以下「埼玉年鑑」という。）に掲載されている事実を知り、その後、埼玉年鑑の発行元である埼玉新聞社に対し、掲載情報の入手先を問い合わせたところ、同社から、掲載情報は被掲載者本人により記入されたアンケート結果に基づくとの回答を得た。以上の事実から、本件情報を非公開にする必要性はない。

#### (2) 教育委員会の主張の要旨

教育委員会の情報非公開等決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書及び意見陳述による、非公開を正当とする主張の要旨は、次のとおりである。

- ① 本件情報は、条例第8条第1号に該当する。

学歴は、教育長としての立場においても、個人に関する情報である。すなわち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条は、教育長の前提たる教育委員の資格要件につき、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する」者であり、かつ、「破産者で復権を得ない者」又は「禁錮以上の刑に処せられた者」でない旨、選任手続につき、「地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」旨規定する。同条によると、教育長の前提たる教育委員の資格要件には学歴が要求されていないため、教育長が議会の同意を得て教育委員に選任される際の議案資料に学歴は掲載されておらず、教育長は、同資料に基づき、議会の同意を得て、教育委員に選任されている。

- ② 教育長及び教育委員会が、埼玉年鑑の発行元である埼玉新聞社に対し、本件情報を提供した事実は存在しない。

教育委員会が埼玉新聞社に対し、本件情報の入手先を電話で問い合わせたところ、同社は、教育長及び教育委員会から入手した情報ではなく、本件情報を入手した際の文書は廃棄済みである旨の回答をした。

- ③ 公開された場合、本件情報を利用した権利濫用行為が行われる危険性がある。

平成16年4月8日、異議申立人は、戸田市役所総務課及び教育長室に来所し、総務課の職員及び教育長に対し、戸田競艇場内の自動販売機収入に関する社会福祉法人戸田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の事業に不正があり、社会福祉協議会の理事である戸田市の教育委員及び社会教育委員が教育委員会の推薦により選任されていることから、教育委員会にも社会福祉協議会の事業に関する責任がある旨、恫喝した。教育長は異議申立人に対し、社会福祉協議会は教育委員会と別個独立の法人格を有しているため、教育委員会が社会福祉協議会の事業に関わる立場にない旨回答した。平成16年4月28日、異議申立人は、社会福祉協議会に対し、断続的に街頭宣伝車を用いて誹謗中傷した行為等につき、さいたま地方裁判所から同行為等の禁止を命じる仮処分決定を受けた。以上の経緯から、本件は、教育長の回答に不服であった異議申立人が、埼玉年鑑ですでに知り得た本件情報を敢えて開示請求したものであり、開示された情報を不正利用する可能性が高い。

#### 4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び教育委員会の主張、並びに教育委員会などより提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「1 審査会の結論」の欄記載のとおり結論に達した。

##### (1) 条例第8条第1号の該当性

異議申立人は、教育長の立場を重視し、同人の学歴に関する情報は公的情報と評価すべきである旨主張する。

しかし、本条項の「個人に関する情報」とは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く一切の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報」をいうところ、学歴に関する情報はまさに本条項に該当する。

また、本条項が、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、「個人に関する情報」を公開原則の例外として非公開事項に規定している趣旨に鑑みると、学歴に関する情報が教育長の教育面における公的立場と関連性を有するか否かは具体的に検討する必要がある。この点、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条が教育長の前提たる教育委員の資格要件として学歴を要求していないこと、本件において、教育長が教育委員に選任される際の議案資料に学歴は

掲載されておらず、教育長は、同資料に基づき、議会の同意を得て教育委員に選任されていること、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項が、教育長は委員長を除く教育委員である者の中から、教育委員会が任命するとのみ規定し、それ以上の要件を教育長に要求していないことからすると、学歴に関する情報は教育長の教育面における公的立場と関連性があるとは認められない。

以上から、本件情報は、本条項の「個人に関する情報」に該当するといふべきである。

## (2) 条例第8条第1号ただし書の該当性

ア 本件情報を公的情報と評価すべきであるとする意義申立人の前記主張が、個人に関する情報の非公開原則の例外を規定する条例第8条第1号ただし書オに該当し、本件情報を公開することができるか否か検討する。

本条項の「情報」とは、「法令等の規定に基づき、許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報」であるところ、前記4(1)記載のとおり、本件情報は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条、第16条第2項に規定される教育委員及び教育長の任命手続に際し、「実施機関」(条例第2条第1号)である市長、議会、若しくは教育委員会が作成し、又は取得した情報ではない。したがって、本件情報は、本条項に該当せず、本条項によって公開することはできない。

イ 異議申立人が、本件情報は、教育長自らが提供した情報に基づいて埼玉年鑑に掲載されていることにより、何人も知りうる事実である旨主張していることから、同主張が個人に関する情報の非公開原則の例外事由を規定する条例第8条第1号ただし書ア又は同イに該当し、本件情報を公開することができるか否か検討する。

### ① 条例第8条第1号ただし書アの該当性

本条項の「情報」とは、「法令等に何人も閲覧をすることができる」と定められている個人に関する情報」であるところ、本件情報が記載されている埼玉年鑑の閲覧に関し、法令上の根拠は存在しない。したがって、本件情報は、本条項に該当せず、本条項によって公開することはできない。

### ② 条例第8条第1号ただし書イの該当性

本条項の「情報」とは、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」であるところ、条例第2条第1号により、「実施機関」は、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議

会」と定義されている。したがって、埼玉年鑑の出版元である埼玉新聞社は「実施機関」には含まれないため、同社が作成した埼玉年鑑に記載された本件情報は、本条項の「情報」には該当せず、本条項によって公開することはできない。

- (3) 以上のとおり、本件情報について公開とする理由は存在しないから、本件情報を利用した権利濫用行為が行われる可能性について検討するまでもなく、本件非公開決定は妥当である。したがって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。